

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとし、

2当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
- (9) 過去に第11条の適用を受けた者であるとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、国籍、および職業。
- (2) 宿泊日、到着予定時刻、会社名、申込者の電話番号および氏名。
- (3) 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日分）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

（予約の解除）

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受した日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合は、切り上げる）についてはこの限りではありません。

違約金申し受け規定

（1）一般客 イ 宿泊日当日午後3時以降に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%。

（2）団体客 イ 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合の宿泊1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%。 ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の30%。 ハ 宿泊当日の午後3時以降に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%。

2.当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日の午後12時になっても到着しないとき又は、到着予定時刻を2時間以上過ぎて（午後12時を限度）連絡のない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

3.前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着 または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

（1）第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。

（2）第3条第2号を申しいただけでないとき。

（3）第4条の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2.当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- (3) 出発日および時刻 (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項

(チェックイン・チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当ホテルに入館いただける時刻(チェックインタイム)は午後3時からとし、又当ホテルより退館いただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。

2.当ホテルは、午前10時以降の時間延長等は午後12時までとし一部屋一時間につき1,000円を申し受け致します。午後3時以降は宿泊料金を申し受け致します。

尚、予約状況により延長をお断りする場合はご了承ください。

3.2日以上連続して宿泊される宿泊者も、午前10時から午後4時までは、客室清掃時間となりますので、客室及び客室フロアへの立入はできません。(ただし、貴重品等をご自身でお持ち下さい。)

4.午前10時を越えたチェックアウトは、宿泊料金の100%をいただきます。

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、通貨及び宿泊料金に相当する有価証券又は信販契約に基づく一括精算により宿泊者がチェックインのときに当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。

2.宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則)

第10条 宿泊者は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第9号までのいずれかに該当することになったとき。
- (2) 宿泊者以外のものを客室内に入れたとき。
- (3) 第10条に定めた利用規則に従わなかったとき。
- (4) ベッドでの寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用

規則の禁止事項に従わないとき。

(宿泊の責任)

第 12 条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき、または客室に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

2.当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含み、その後の宿泊料金はいただきません。

(寄託物等の取扱い)

第 13 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。

2.宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

(手荷物又は携帯品の保管)

第 14 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当ホテルにて保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

(駐車場の責任)

第 15 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は重大な過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 16 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホ

テルに対し、その損害を賠償していただきます。

(管轄及び準拠法)

第 17 条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する長崎地方裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

利用規則

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 10 条にもとづき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 11 条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

(1) 廊下及び客室内で暖房用、炊事用などの火器及びプレス要のアイロン（当ホテルが所有するものを除く）などをご使用にならないこと。

(2) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。

(3) 高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりなさらないこと。

(4) 館内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。

(イ) 動物、鳥類。 (ロ) 著しく悪臭を発するもの。 (ハ) 著しく多量な物品。

(ニ) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。

(ホ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類。

(5) 廊下及び客室内で、賭博および風紀をみだすような行為をなさらないこと。

(6) みだりに外来客を客室内に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを利用させたりなさらないこと。

(7) 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないこと。

(8) 廊下および客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないこと。

(9) 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないこと。

- (10) ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、ホテル内の他の場所に移動したりな
さらないこと。
- (11) ホテルの外観を損なうような物品を窓等にお掛けにならないこと。
- (12) ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- (13) 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
- (14) ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
- (15) ご宿泊日数を変更なさる場合は、ホテルフロントに予めご連絡下さること。
- (16) ご宿泊日数を延長なさる場合は、それまでのお勘定をお支払い下さること。
- (17) お預かりの洗濯物や物品の保管は、特にご指定のない限りご出発後 1 ヶ月までとさ
せて頂きます。
- (18) 貴重品や高価な物品は、必ず身に付けてお出かけ下さい。